

議案第18号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

三田市農業共済条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月21日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例

三田市農業共済条例（昭和47年三田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第70条の31に次のただし書を加える。

ただし、法第120条の23第3項の規定による危険段階別の共済掛金率を定める施設区分及び当該施設区分に係る園芸施設共済の共済目的等による種別については、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び同条第2項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、同条第3項の規定による園芸施設危険段階基準共済掛金率とする。

第70条の32第1項中「園芸施設共済の共済掛金率」の次に「、各危険段階に属する園芸施設共済加入者の氏名又は名称（園芸施設共済加入者たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下この条において同じ。）及び住所」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

第70条の32第3項に次のただし書を加える。

ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市農業共済条例の規定は、この条例の施行の日又は平成30年4月1日のいずれか早い日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。